保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
1-1	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。）が対象となります。 ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりません。
1-2	対象職員	法人役員を兼務する施設長は「国家公務員給与改定対応部分」の対象外なのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和４年４月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、この対象には法人役員を兼務する施設長も含まれます。
1-3	対象職員	地方単独事業や施設が独自に加配している職員は、今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	補助額については、公定価格上の配置基準に基づいて算定していますが、実際に賃金改善を行うに当たっては、地方単独事業や施設が独自に加配している職員についても、公定価格の対象となる通常の教育・保育にも従事している場合には対象とすることができます。
1-4	対象職員	非常勤職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	非常勤職員も対象となります。 なお、補助額については、常勤換算による職員数を基に算定しています。
1-5	対象職員	派遣職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
1-6	対象職員	育児休業を取得予定の職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は０円となります。
1-7	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
1-8	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。
1-9	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができます。
1-10	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。
1-11	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
2-1	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、総額として補助基準額を下回る改善とすることはできないのでしょうか。	賃金改善計画書では、補助基準額以上の賃金改善を行うことが必要となります。 ※公私連携型や公設民営の施設・事業所も同様 ※公営の施設の取り扱いについては、４-４を参照
2-2	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、事業期間終了後、基本給等による改善額が３分の２を下回っていた場合は、補助金は全額返還となるのでしょうか。	賃金改善計画策定時に予期することができない事情により、やむを得ず基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の３分の２を下回る結果となってしまった場合については、特段の理由がある場合に該当するものとして返還する必要はありません。

番号	項目	問	答
2-3	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。	今般の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として行うこととしており、この趣旨を踏まえれば基本給又は決まって毎月支払われる手当により賃金改善を行うことが望ましいと考えております。一方で、基本給を引き上げた場合には、賞与や超過勤務手当等の金額にも影響を与えることを考慮し、今回の補助金では最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上が基本給又は決まって毎月支払われる手当によることとしています。 この要件の適用に当たっては、個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要ありませんが、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。 ただし、施設・事業所単位では「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」を満たすことが必要です。
2-4	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、ここでいう「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。	「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
2-5	要件	給与を翌月払いとしている施設ですが、この場合でも令和４年２月に支払う１月分の給与から本事業による処遇改善を行わなければならないのでしょうか。	給与を翌月払いとしている施設・事業所であって、公定価格における各年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善計画書・賃金改善実績報告書においても4月分から翌年3月分の賃金を記入している施設・事業所においては、令和４年３月に支払う２月分の給与から10月に支払う９月分の給与について本事業による処遇改善を行うことになります。
2-6	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、令和４年４月以降に、令和４年２月分及び３月分の賃金改善を遡及して支払うことは可能でしょうか。	令和４年２月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、３月に、２月分及び３月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、４月以降に、遡及して支払う場合には補助対象外になります。 ただし、給与を翌月払いとしている施設・事業所においては、３月分の賃金改善を４月に支払う場合も補助対象となります。また、この場合においては、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とする要件についても、５月に支払う４月分の給与から適用することとなります。 ※公営の施設の取扱いについては、４-３を参照
2-7	要件	今回の処遇改善については、処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得が補助要件となるのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得の有無に関わらず、補助を受けることができます。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
2-8	要件	市町村における事業の実施が４月からとなる場合も、施設・事業所が２月分から要件を満たす賃金改善を行っていた場合、今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	市町村議会における予算の成立に時間を要する等により、施設・事業者への補助金の交付が４月以降となる場合も今回の処遇改善の対象となります。この場合でも、施設・事業所において令和４年２月分から実際に賃金改善を行うことが補助要件となるため、施設・事業所における円滑な処遇改善の実施に資するよう、市町村においても令和３年度における予算化及び補助金の交付に御協力いただくようお願いいたします。また、施設・事業所における円滑な処遇改善の実施に資するよう、賃金改善の計画を受け付け、要件を満たしているか確認するなどの御協力をお願いいたします。
2-9	要件	事業終了後、補助金に残額が発生した場合については、処遇改善等加算と同様に、当該残額について一時金等により賃金改善に充てる必要があるのでしょうか。	計画時に賃金改善の対象としていた職員の異動等により、事業終了後に補助額に残額が発生してしまった場合には、当該残額については返還いただくことになります。 なお、期間中（令和４年２月から９月まで）に賃金規程等を改正し、発生が見込まれる残額を追加的な賃金改善に充てることも可能ですが、この場合も、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」が要件となるため、追加的な賃金改善額を含めて、事業要件に合致しているかを判断することになります。
2-10	要件	賃金改善計画書や賃金改善実績報告書において「国家公務員給与改定対応部分」の具体的な配分額についてどのように記入すれば良いのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和４年４月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、令和４年度の賃金に関する規程において公定価格の減額分（▲0.9%）を賃金水準に反映していないことが確認できれば足りることから、賃金改善計画書や賃金改善実績報告書に個別の職員に対する具体的な配分について記入する必要はありません。このため、別紙様式１別添１「賃金改善内訳(職員別内訳)」には「賃金改善部分」の金額のみの記入で足り、「国家公務員給与改定対応部分」の金額については記入する必要はありません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
3-1	賃金改善額の算定方法等	「原則として、令和４年２月から職員に対する賃金改善を実施すること」が要件とされていますが、令和４年度に新規開設する施設・事業所は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合は、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	対象となります。 利用児童数は、開設月から９月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。 なお、この場合の賃金改善については、地域又は同一の設置者・事業者における賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準に基づいて行うこととなります。
3-2	賃金改善額の算定方法等	令和４年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和３年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、令和４年４月分から９月分についても令和３年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和４年度に利用定員の見直しを行う場合においては、これにより難い場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間（令和４年９月までの間。以下同じ。）における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。 また、公定価格の単価表における最も低い定員区分が適用されている施設・事業所や、家庭的保育事業所においては、定員区分を引き下げることはできないことから、令和４年４月分から９月分の年齢別利用児童数（平均）の見込みが令和３年度の年齢別利用児童数（平均）を下回る場合においても、これにより難い場合として、令和４年４月分から９月分の年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-3	賃金改善額の算定方法等	令和３年度途中に開所した場合においても、令和３年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、開所月から令和４年３月までの年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、開所１年目の利用児童数と今後の利用児童数との間で乖離が見込まれる場合は、これにより難い場合として、開所した月以降の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
3-4	賃金改善額の算定方法等	令和３年度途中に利用定員の見直しを行った場合においても、令和３年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、令和３年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和３年度途中に利用定員の見直しを行った場合は、これにより難い場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-5	賃金改善額の算定方法等	利用定員の見直しがある場合、適用する単価の定員区分はどのように判断すれば良いのでしょうか。	定員変更後の本事業の実施期間については、変更後の定員に基づいて、適用する単価の定員区分を判断します。
3-6	賃金改善額の算定方法等	保育所から認定こども園に移行するなど、施設・事業所類型に変更がある場合においても、令和３年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。また、賃金改善計画書は移行前と移行後のそれぞれで作成するのでしょうか。	施設・事業所類型の変更後の期間については、当該変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いて補助基準額を算定することとなります。また、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書は変更前と変更後とで分けて作成する必要はなく、まとめて作成します。
3-7	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての職員に対し9,000円の賃金改善を行うことが必要なのでしょうか。また、9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能でしょうか。	公定価格上の配置基準（非常勤職員については常勤換算）等に基づいて補助基準額については算定しますが、実際の配分に当たっては、事業者の判断によることができます。したがって9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能です。 ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。
3-8	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。 ※公営の施設の取り扱いについては、４-４を参照

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
3-9	賃金改善額の算定方法等	賃金改善を行った場合、社会保険料等の負担も増加しますが、この増加分についても「月額9,000円相当」の中から捻出するのでしょうか。	賃金改善に伴う社会保険料の事業主負担分の増加分については、これまでの処遇改善と同様に、３％程度（月額9,000円相当）の賃金改善分とは別に上乗せして補助基準額を設定しています。 なお、社会保険料の被用者負担分については、これまでの処遇改善と同様に、個々の職員の賃金の中から負担していただくことになります。
3-10	賃金改善額の算定方法等	地方単独事業により賃金改善を行っている場合、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	地方単独補助を含めた賃金水準から賃金改善が行われることが必要があります。
3-11	賃金改善額の算定方法等	処遇改善等加算では、「賃金改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させないこと」とされており、事業者の業績等に応じて賃金の水準を低下させることができませんが、今回の処遇改善でも同じ取扱いでしょうか。	同じです。
3-12	賃金改善額の算定方法等	「年齢別平均利用児童数」に小数点以下の端数がある場合はどのように処理すればいいですか。	小数点第一位を四捨五入します。

番号	項目	問	答
3-13	賃金改善額の算定方法等	補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	「賃金改善部分」「国家公務員給与改定部分」それぞれについて以下の考え方により算定しています。また、公定価格において算定されている職員は各種加算の取得等により変動しますが、本補助金の補助基準額の設定にあたっては、簡素化の観点から基本分単価及び処遇改善等加算Ⅰが算定されている加算の平均的な加算取得率を用いて算定しています。 ＜賃金改善部分＞※地域区分に関わらず同額 ・公定価格上の算定対象職員数(常勤換算)×9,000円×（1＋社会保険料率（事業主負担分）） ＜国家公務員給与改定対応部分＞ ・令和４年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額 なお、各施設・事業所における具体的な補助額については、以下の算式により算出します。（交付要綱別表参照） ＜賃金改善部分＞ 単価×令和３年度年齢別平均利用児童数（見込）×事業実施月数 ＜国家公務員給与改定対応部分＞ 単価×令和３年度年齢別平均利用児童数（見込）×事業実施月数
3-14	賃金改善額の算定方法等	国家公務員給与改定に準じた給与の引下げを既に行っている公営以外の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	公定価格が令和３年度内に減額改定されると見込んで給与の減額改定を行っていた施設は、別途、手当や一時金等の支給により、令和３年度の賃金水準を当該減額改定前の賃金水準とした上で、「賃金改善部分」による処遇改善を行う必要があります。
3-15	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるでしょうか。	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当については、含まれません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
3-16	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して本事業による賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
3-17	賃金改善額の算定方法等	特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の補助基準額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	＜公定価格において利用する施設・事業所の公定価格と同額又は食材料費を控除した金額を適用している場合＞ 対応する施設・事業所の補助基準額と同額となります。 ＜公定価格において利用する施設・事業所の公定価格に一定割合を乗じて得た金額を適用している場合＞ 対応する施設・事業所の補助基準額に同一割合を乗じて得た金額（10円未満の端数がある場合は切り捨て）となります。
3-18	賃金改善額の算定方法等	１号認定子どもや２号認定子どもに係る特例保育の補助基準額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	＜公定価格において１、２歳児の公定価格と同額又は１、２歳児の公定価格から食材料費を控除した金額を適用している場合＞ 特例保育の補助基準額と同額となります。 ＜公定価格において１、２歳児の公定価格に一定割合を乗じて得た金額を適用している場合＞ 特例保育の補助基準額に同一割合を乗じて得た金額（10円未満の端数がある場合は切り捨て）となります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
3-19	賃金改善額の算定方法等	分園を設置する保育所や認定こども園の補助基準額は、公定価格の基本分単価や処遇改善等加算Ⅰと同様に、中心園、分園それぞれの定員数に基づき算定するのか、施設全体の定員数に基づき算定するのかどちらでしょうか。	公定価格の基本分単価等と同様の算定になります。 なお、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書には分園分も含めてまとめて記入してください。
3-20	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」とされていますが、示されている以外の算出方法によることは可能でしょうか。	実施要綱でお示ししているのは「標準」の算定方法になりますので、個々の施設・事業所の実情に応じた算出方法によることも可能です。
3-21	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、「同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てる」ことができるとされていますが、ここでいう「教育・保育施設等」には放課後児童クラブや認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれるのでしょうか。	ここでいう「教育・保育施設等」とは、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設」を指し、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業や認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれません。
4-1	公立	公立の施設・事業所は対象となるのでしょうか。	今回の処遇改善については、公立の施設・事業所についても対象となります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
4-2	公立	今回の処遇改善について公立の施設・事業所が対象になっている理由を教えてください。	今般の経済対策において「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。」とされていることを踏まえ、今般の処遇改善については公立の施設・事業所についても対象としたものです。
4-3	公立	公営の施設・事業所の賃金改善には、給与に係る条例等の改正が必要であり、令和４年３月の支給に間に合わない可能性もありますが、このような場合、補助対象外となるのでしょうか。	公営の施設・事業所については、給与の引上げに条例の改正等が必要であることを考慮し、２月分からの給与改善について、年度内に実際に引上げを行う条例改正案等の議案を議会に提出している場合には、２月から賃金改善を行っているものとみなして補助対象とします。

番号	項目	問	答
4-4	公立	「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、公営の施設・事業所については、他の職種の均衡等の観点から、賃金改善が難しい職種があることも考えられます。このような場合も補助額全額を賃金改善等に充てることが必要でしょうか。	公営の施設・事業所については、地方公務員の給与体系の下、他の職種の給与との均衡等の観点から、非常勤職員や特定の職種のみを賃金改善の対象とせざるを得ないことも想定されます。このため、公営の施設・事業所に限り、このような場合には、賃金改善計画の段階で補助基準額を下回ることも可能とする取扱いとします。 なお、総務省より、以下のとおり、処遇改善の手法の例が示されていますので、これらも参考に、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。 ※公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について（令和３年12 月24 日付け総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）（抜粋） １　会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。 ・　保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。 ・　再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。 ２　対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
4-5	公立	「賃金改善計画書」や「賃金改善実績報告書」、「最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」については施設・事業所単位で作成・判断するとのことですが、公営の施設・事業所については市町村単位で作成することは可能でしょうか。	公営の施設・事業所においては、給与が条例等により市町村単位で定められていることから、市町村単位でまとめて作成することも可能です。
4-6	公立	令和３年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた給与改定により、期末手当の引下げを既に行っている公営の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	＜期末手当の減額改定を令和３年12月から実施している場合＞ 令和３年度は賃金水準を令和３年給与改定の内容を反映する前の賃金水準まで戻していただく必要はありませんが、令和４年度は少なくとも当該賃金水準を超える水準までは処遇改善を行う必要があります。 ＜令和３年度の期末手当の引下げに相当する額を令和４年６月の期末手当から減額する場合＞ 令和４年度は、少なくとも令和３年給与改定による令和４年度の減額分（ただし、令和３年度の引き下げに相当する額を令和４年６月の期末手当から減額する分は含まない）を超える処遇改善を行う必要があります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-1	市町村実務	市町村は今回の処遇改善を必ず実施しなければならないのでしょうか。	今回の処遇改善を実施しない市町村に所在する施設・事業所は、賃金改善の有無に関わらず補助を受けることができないこととなります。このような事態を避けるため、教育・保育などの現場で勤務する職員の方々の収入を引き上げるという本事業の趣旨をご理解いただき、本事業を実施していただきたいと考えております。 市町村におかれては、事業者が予見性をもって賃金改善に取り組めるよう、２月より前に、可能な限り事業の実施の有無又は方針について管内の事業者に対して周知するようお願いいたします。
5-2	市町村実務	今回の処遇改善の実施に当たっては、処遇改善等加算と同様に、申請段階で賃金改善計画書とともに、賃金規程や賃金台帳等の挙証資料の提出を求め、事前に確認を行う必要があるのでしょうか。	申請の段階では、賃金改善計画書に記入されている内容が本事業の要件に合致しているかを確認することで足ります。 一方で、実績報告書の確認の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行う必要があります。
5-3	市町村実務	今回の処遇改善において、賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を変更することは可能でしょうか。	「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和３年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）で示した賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を使用いただくようお願いします。追加資料を求める場合でも、施設・事業所における事務負担軽減の観点から、最低限とするようお願いします。
5-4	市町村実務	今回の処遇改善については、事業期間が２か年度にまたがりますが、市町村から国に対しては、どのように補助申請を行うことが可能でしょうか。	今回の補助申請に当たっては、以下のいずれの方法も可能です。 ①令和３年度及び令和４年度に、それぞれ各年度分の申請を行う ②令和３年度に、令和３年度分及び令和４年度分の申請を行う（自治体において、国庫補助金の地方繰越手続きが必要） ③令和４年度に、令和３年度分及び令和４年度分の申請を行う（国において、国庫補助金の本省繰越手続きを実施）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-5	市町村実務	市町村が国に対して、令和３年度及び令和４年度に、それぞれ各年度分の交付申請を行う場合、事業者に賃金改善計画書や賃金改善実績報告書を各年度ごとに作成してもらう必要があるのでしょうか。	「賃金改善部分」の処遇改善は、各年度ごとに補助基準額以上の賃金改善を行わなければならないものではなく、本事業の実施期間全体で補助基準額以上の賃金改善が行われているか確認するものです。従って、教育・保育施設等に対して各年度ごとの賃金改善計画書や賃金改善実績報告書の提出を求める必要はありません。
5-6	市町村実務	市町村が国に対して、令和３年度に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分、令和４年度に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業分の交付申請をそれぞれ行うことも可能でしょうか。また、令和３年度に公立分、令和４年度に私立分の交付申請をそれぞれ行うことは可能でしょうか。	可能です。
5-7	市町村実務	市町村が国に対して、令和３年度に、令和３年度分及び令和４年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において申請当時は想定していなかった利用定員の増加があった場合など、追加で国に対して交付申請を行いたい場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和４年度の交付要綱（繰越分）に基づき、定員の増加等を反映後の補助基準額等により、増加分を交付申請をすることとなります。 ※令和４年度の交付要綱（繰越分）の申請様式等は、別途、お示しする予定です。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-8	市町村実務	市町村が国に対して、令和３年度に、令和３年度分及び令和４年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において令和４年度になってから申請当時は想定していなかった利用定員の減少があった場合など、交付決定額が過大となる場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和３年度の交付要綱に基づく実績報告による額の確定後、返還することとなります。

番号	項目	問	答
5-9	市町村実務	「賃金改善部分」の処遇改善について、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てることとした事業者があった場合、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどう記入すれば良いのでしょうか。	交付申請や実績報告においては、他の教育・保育施設等への拠出額も含め、拠出元事業所の申請額・実績額として記入してください。 （例） 国庫補助基準額　A施設　１００ B施設　１００ 実際の賃金改善額　A施設　９０（B施設へ１０拠出） B施設　１１０（A施設から１０受入） ⇒上記の例の場合の申請書等（様式２別表２－２等）の記入方法 総事業費・対象経費の支出予定額（実支出額） A施設　１００　※B施設への拠出額（１０）を含め記入 B施設　１００　※A施設からの受入額（１０）は含めず記入 国庫補助基準額 A施設　１００　※A施設の利用児童数を元に算定された額 B施設　１００　※B施設の利用児童数を元に算定された額

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-10	市町村実務	賃金改善等の要件に「本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、「国家公務員給与改定対応部分」については、どのように確認すれば良いのでしょうか。 また、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどう記入すれば良いのでしょうか。	「令和４年度の賃金に関する規程について、令和３年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。」が確認できる場合は要件を満たしているものとして差し支えありません。この場合、公営以外の施設・事業所においては、交付要綱の様式（別表２の１）の総事業費や支出額は補助基準額と同額を記入することとなります。
5-11	市町村実務	交付金交付申請前に、処遇改善を行う全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させる必要がありますか。	基本的には、施設・事業所から提出された賃金改善計画書を基に交付申請いただくことが望ましいと考えておりますが、交付申請前に全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させることが困難な場合には、施設・事業所に今回の処遇改善を行うか意向等を確認の上、交付申請することも考えられます。
5-12	市町村実務	交付申請額は、千円未満切り捨てでしょうか。	１円単位となります。
6-1	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、対象経費として認められるものは何があるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の審査や補助金の交付事務等に従事した職員の人件費（本事業の実施に係る部分に限る）、今回の処遇改善事業の実施に要した備品・消耗品の購入費や郵送料、振込手数料等を想定しています。 なお、今回の処遇改善事業の実施に当たり追加で必要となった費用を補助するものであり、対象経費として認められる人件費は、既存職員の超過勤務手当や新たに採用した会計年度任用職員の給与等を想定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
6-2	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、いつからいつまでにかかった経費が認められるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の実施のための準備や、事業終了後に実績報告に係る作業があることから、令和３年12月20日から令和５年３月末までに本事業の実施に要した経費が対象となります。
6-3	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	平均的な管内の施設・事業所数に基づいて傾斜をつけています。
6-4	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、令和３年度及び令和４年度それぞれに、令和３年度の交付要綱に定める補助基準額による補助を受けることができるのでしょうか。	令和３年度の交付要綱で定める補助基準額は、令和3年度分だけでなく令和４年度分も含めたものであり、令和3年度と令和４年度それぞれで二重に補助を受けることはできません。
7-1	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていた幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行する場合、移行後の期間について本事業の対象となるのでしょうか。	移行後の期間については、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の対象となります。月の途中（各月初日以外の日）に移行する場合は、子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けた日の属する月の翌月から対象となります。 また、移行する際は、改めて本事業の賃金改善計画書を提出いただくことになりますが、「幼稚園の教育体制支援事業」に係る計画書をもってこれに代えることも可能です。
7-2	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていない幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に、本事業を実施することはできるのでしょうか。	可能です。 ただし、その場合は子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から本事業を実施する必要があります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
7-3	私学助成を受ける幼稚園	私学助成を受ける幼稚園が施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に本事業を実施する場合、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から９月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。
8-1	その他	今回の処遇改善による処遇改善は恒久的なものと考えていいのでしょうか。	今回の処遇改善は賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施するものであり、事業実施期間終了後の令和４年10月以降についても、公定価格を見直す等により、引き続き同様の措置を行うこととしています。
8-2	その他	「国家公務員給与改定対応部分」については令和４年４月から補助とのことですが、令和３年度の公定価格については令和３年人事院勧告に伴う減額改定は行われないのでしょうか。	令和３年人事院勧告は期末手当を0.15月分引き下げる内容となりましたが、国家公務員給与における対応（※）も踏まえつつ、公定価格では、令和３年度の減額改定は行わないこととしています。なお、令和４年度については期末手当0.15月分の引下げを行いつつ、当該引下げ分に相当する金額を本補助金（「国家公務員給与改定対応部分」）により補助することとしています。 ※国家公務員給与については、令和３年度分の引下げに相当する額について、令和４年６月の期末手当を減額することにより調整を行うこととされています。
8-3	その他	今回の処遇改善は令和４年９月までが実施期間とのことですが、令和４年10月以降はどうなるのでしょうか。	現行、子どものための教育・保育給付交付金の対象となっている施設・事業所の令和４年10月以降の取扱いについては、公定価格の一部として施設・事業所に対して所要の経費の支給を行うことを予定しています。 なお、従来から、地方交付税により運営費に係る財政措置を行っている公立の保育所・幼稚園・認定こども園の令和４年10月以降の取扱いについては、地方交付税措置を予定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和４年２月25日時点版）

番号	項目	問	答
8-4	その他	「国家公務員給与改定対応部分」についても令和４年10月以降は公定価格に組み込まれるのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」については、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和４年４月分から減額改定となるため、今般の３％程度の処遇改善の効果を継続するための措置として、処遇改善により９月分まで上乗せの補助を行うものです。 10月以降の取扱いについては、令和４年夏頃の令和４年人事院勧告の内容を踏まえて検討することになりますが、令和３年度と比較して３％程度（月額9,000円）の処遇改善を実施できるように、対応していく予定です。